



# 島根県報

平成29年12月22日（金）  
号外 第 146 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例	（総 務 課）	8
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	（人 事 課）	23
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例	（健 康 推 進 課）	25
島根県国民健康保険条例	（       "       ）	26
県営土地改良事業分担金等徴収条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（農 村 整 備 課）	32
東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	34
島根県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	（       "       ）	37

## 公布された条例等のあらまし

### ◇松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第42号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 次に掲げる事務について、松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第47号・第48号・第60号・第61号関係）

- (ア) 診療放射線技師法に基づく事務（照射録の徴収又は検査に係る事務に限る。）
- (イ) 歯科技工士法に基づく事務（広告事項の許可に係る事務に限る。）
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務
- (エ) 動物の愛護及び管理に関する法律及び島根県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく事務

イ 次に掲げる事務について、松江市に権限移譲しているものを削除することとした。

- (ア) 屋外広告物法及び島根県屋外広告物条例に基づく事務
- (イ) 児童福祉法に基づく事務（児童厚生施設の設置の認可に係る事務等を除く。）
- (ウ) 社会福祉法に基づく事務
- (エ) 老人福祉法に基づく事務
- (オ) 介護保険法に基づく事務（居宅サービス等を行った者等に対する帳簿書類の提示の命令に係る事務等を除く。）

ウ その他規定の整備

##### (2) 松江市の中核市への移行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

- ア 島根県保健所条例
- イ 島根県民生委員定数条例
- ウ 感染症診査協議会条例
- エ 島根県動物の愛護及び管理に関する条例
- オ 島根県公害防止条例
- カ 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- キ 島根県屋外広告物条例

#### 2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

### ◇職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第43号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児休業をした職員の職務復帰後における号給は、職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じて調整することができることとした。（第6条第1項関係）

イ 他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、号給を調整することができることとした。（第6条第2項関係）

##### (2) 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正

ア 自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給は、職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じて調整することができることとした。（第10条第1項関係）

イ 他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、号給を調整することができることとした。（第10条第2項関係）

ウ その他規定の整理

(3) 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正

配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給は、職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じて調整することができることとした。（第10条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例（条例第44号）

1 条例の概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止することとした。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険条例（条例第45号）

1 条例の概要

(1) 島根県国民健康保険運営協議会の設置等

ア 設置

国民健康保険法に基づき、島根県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。（第2条関係）

イ 組織

協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、その定数は、次に定める数とすることとした。（第3条関係）

(ア) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人

(イ) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人

(ウ) 公益を代表する委員 4人

(エ) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

ウ 会長

協議会に会長を置き、委員の互選によって公益を代表する委員のうちからこれを定めることとした。（第4条関係）

エ 会議

協議会の会議は、会長が招集し、その議長となることとした。（第5条関係）

(2) 国民健康保険保険給付費等交付金の交付等

ア 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とすることとした。（第8条第1項関係）

イ 普通交付金は、療養の給付等に要する費用等を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付することとした。（第8条第2項関係）

ウ 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付することとした。（第8条第3項関係）

(ア) 国が災害その他特別の事情がある市町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

(イ) 国が被保険者の健康の保持増進等に係る市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて交付する額

(ウ) 毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところに

より、県内の市町村の交付に充てる額

(エ) 毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額及び毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(3) 国民健康保険事業費納付金の徴収等

ア 国民健康保険事業費納付金の徴収

県は、毎年度、各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする事とした。(第10条関係)

イ 医療費指数反映係数

医療費指数反映係数は、0から1までの範囲内において知事が別に定める数とする事とした。(第11条関係)

ウ 年齢調整後医療費指数

年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(以下「算定政令」という。)に掲げる値とする事とした。(第12条関係)

エ 一般納付金所得係数

一般納付金所得係数は、算定政令で定めるところにより算定される数を基準として知事が別に定める数とする事とした。(第13条関係)

オ 一般納付金所得等割合

一般納付金所得等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とする事とした。(第14条関係)

カ 一般納付金被保険者数等割合

一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とする事とした。(第15条関係)

キ 一般納付金被保険者均等割指数

一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とする事とした。(第16条関係)

ク 後期高齢者支援金等納付金所得係数

後期高齢者支援金等納付金所得係数は、算定政令で定めるところにより算定される数を基準として知事が別に定める数とする事とした。(第17条関係)

ケ 後期高齢者支援金等納付金所得等割合

後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とする事とした。(第18条関係)

コ 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合

後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とする事とした。(第19条関係)

サ 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数

後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とする事とした。(第20条関係)

シ 介護納付金納付金所得係数

介護納付金納付金所得係数は、算定政令で定めるところにより算定される数を基準として知事が別に定める数とする事とした。(第21条関係)

ス 介護納付金納付金所得等割合

介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とする事とした。(第22条関係)

## セ 介護納付金賦課被保険者数等割合

介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、算定政令に掲げる数とすることとした。（第23条関係）

## ソ 介護納付金納付金被保険者均等割指数

介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とすることとした。（第24条関係）

## (4) 島根県国民健康保険運営協議会条例の廃止

## 2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

## ◇県営土地改良事業分担金等徴収条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

## 1 条例の概要

## (1) 県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正

ア 県は、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農用地等を対象とした県が行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）の施行地域内の農用地等について、当該農地中間管理機構関連事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため農地中間管理権の解除等をした者等から、特別徴収金を徴収することとした。（第6条関係）

イ アの特別徴収金の額は、当該農地中間管理機構関連事業に要した費用の額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額から、当該農地中間管理機構関連事業に係る市町村負担金の額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額を差し引いて得た額の範囲内において知事が定めることとした。（第7条関係）

ウ その他規定の整理

## (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

引用する条項の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

## 1 条例の概要

(1) 条例の題名を東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例に改めることとした。

(2) 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規定を目的として追加することとした。（第1条関係）

(3) 原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、救難作業等手当を支給することとした。（第4条第1項関係）

ア 緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（アの作業を除く。）

(4) (3)の手当の額は、1日につき、次に掲げる作業の区分に応じて次に定める額とすることとした。（第4条第2項関係）

ア (3)のアの作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円を超

えない範囲内において人事委員会規則で定める額

イ (3)のアの作業のうちアに掲げるもの以外のもの 20,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

ウ (3)のイの作業 10,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

(5) 同一の日において、(4)のアからウまでの作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（第4条第3項関係）

(6) 職員が特定大規模災害に対処するため救難捜索等の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の救難作業等手当の額は、1,680円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすることとした。（第5条関係）

(7) その他規定の整備

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（条例第48号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 卑わいな行為の禁止

次に掲げる行為を禁止することとした。（第4条関係）

ア 正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣室、便所その他の人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所における当該状態の人の姿態を撮影すること。

イ 正当な理由がないのに、集会場、事務所、教室、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物において、人の下着又は身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。）を撮影すること。

ウ 次の目的で写真機等を人に向け、又は設置すること。

(ア) 公共の場所又は公共の乗物において、人の下着等を撮影する目的

(イ) 衣服等を透かして見ることのできる写真機等を使用して、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の下着等を撮影する目的

(ウ) ア又はイの撮影の目的

##### (2) 嫌がらせ行為の禁止（第13条関係）

ア 正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する感情を充足する目的で行われるものを除く。）を反復して行うことを禁止すること（身体の安全、住居、勤務先、学校その他当該特定の者がその通常所在する場所の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）とした。

(ア) 住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近をみだりにうろつくこと。

(イ) 拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールの送信等を行うこと。

イ 禁止される行為として、その性的羞恥心を害する電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くことを明記することとした。

(3) 嫌がらせ行為の禁止に係る違反行為をした者に対する罰則を引き上げることとした。（第14条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
違反行為をした者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

常習として違反行為を した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
-------------------	---------------------	---------------------

(4) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 42 号

松江市の中核市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第22号の 2 を削る。

第 2 条の表第28号左欄中(1)から(10)までを削り、同欄の(11)中「(12)」を「(2)」に、「(16)」を「(6)」に、「(20)」を「(11)」に改め、「(22)」を削り、「(34)」を「(21)」に、「(36)」を「(23)」に改め、同欄中(11)を(1)とし、(12)から(20)までを(2)から(10)までとし、(21)を削り、(22)を(11)とし、同欄の(23)中「(24)」を「(13)」に、「(26)」を「(15)」に改め、同欄中(23)を(12)とし、(24)から(31)までを(13)から(20)までとし、(32)及び(33)を削り、同欄の(34)中「省令」を「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。）」に改め、同欄中(34)を(21)とし、(35)を(22)とし、(36)を(23)とし、同号右欄中「(1)から(10)まで、(21)、(32)及び(33)に係る事務にあっては松江市、(11)、(16)、(18)から(20)まで、(34)及び(35)」を「(1)、(6)、(8)から(10)まで、(21)及び(22)」に改め、「松江市及び」を削り、「(11)、(12)、(16)から(20)まで、(22)及び(34)から(36)まで」を「(8)から(10)までに係る事務（同項の規定により設置される保育所に係るものに限る。）にあっては松江市、(1)、(2)、(6)から(11)まで及び(21)から(23)まで」に、「(12)、(17)から(20)まで、(22)、(35)及び(36)」を「(2)、(7)から(11)まで、(22)及び(23)」に、「(13)から(15)まで及び(23)から(31)まで」を「(3)から(5)まで及び(12)から(20)まで」に改める。

第 2 条の表第37号を次のように改める。

37 削除	
-------	--

第 2 条の表第47号左欄中「診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）」を「診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）」に、「「政令」を「「法」に

改め、同欄中(5)を(6)とし、(2)から(4)までを(3)から(5)までとし、同欄の(1)中「政令」を「診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この号において「政令」という。）」に改め、同欄中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第28条第2項の規定による照射録の徴収又は検査

第2条の表第47号右欄中「安来市」を「(1)に係る事務にあつては松江市、(2)から(6)までに係る事務にあつては安来市」に改める。

第2条の表第48号左欄中(8)を(9)とし、(3)から(7)までを(4)から(8)までとし、同欄の(2)中「第1条」を「第1条の2」に改め、同欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第26条第1項第4号の規定による広告事項の許可

第2条の表第48号右欄中「安来市」を「(1)及び(3)から(9)までに係る事務にあつては安来市、(2)に係る事務にあつては松江市」に改める。

第2条の表第54号を次のように改める。

54 削除	
-------	--

第2条の表第55号左欄の(3)から(8)までを削る。

第2条の表に次の2号を加える。

60 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第22条第1項の規定による指定医による診察及び必要な保護の申請の受理 (2) 法第23条の規定による警察官からの通報の受理 (3) 法第24条の規定による検察官からの通報の受理 (4) 法第25条の規定による保護観察所の長からの通報の受理	松江市
---	-----

- (5) 法第26条の規定による矯正施設の長からの通報の受理
- (6) 法第26条の2の規定による精神科病院の管理者からの届出の受理
- (7) 法第26条の3の規定による心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第5項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長からの通報の受理
- (8) 法第27条第1項の規定による法第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出のあった者についての調査及び指定医による診察の実施
- (9) 法第27条第2項の規定による指定医による診察の実施
- (10) 法第27条第3項の規定による指定医による診察の実施に係る職員の立会い
- (11) 法第28条第1項の規定による診察の日時及び場所の通知
- (12) 法第29条第1項の規定による入院措置の実施
- (13) 法第29条第2項の規定による2人以上の指定医による診察の実施
- (14) 法第29条第3項（法第29条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による入院措置の通知
- (15) 法第29条の2第1項の規定による指定医による診察及び入院措置の実施

<p>(16) 法第29条の2第2項の規定による入院措置の決定</p> <p>(17) 法第29条の2の2第1項の規定による入院措置に係る病院への移送</p> <p>(18) 法第29条の2の2第2項（法第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定による移送の通知</p> <p>(19) 法第29条の2の2第3項（法第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定による移送に係る行動の制限の実施</p> <p>(20) 法第29条の3の規定による精神科病院又は指定病院の管理者への法第29条第1項の規定による入院措置を採らない旨の通知</p> <p>(21) 法第29条の4第1項の規定による入院措置の解除及び当該解除に係る精神科病院又は指定病院の管理者からの意見の聴取</p> <p>(22) 法第29条の5の規定による精神科病院又は指定病院の管理者からの措置入院者の入院措置が不要と認められる場合の届出の受理</p> <p>(23) 法第34条第1項から第3項までの規定による指定医による診察の実施及び医療保護入院等のための移送</p> <p>(24) 法第40条の規定による仮退院の許可</p>	
<p>61 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。）及び島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号。以下この号において「条例」</p>	<p>松江市</p>

- という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第10条第2項(法第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録の申請の受理
  - (2) 法第11条第1項(法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録
  - (3) 法第11条第2項(法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録をした旨の通知
  - (4) 法第12条第1項(法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録の拒否
  - (5) 法第12条第2項(法第13条第2項、第14条第4項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業の登録を拒否した旨の通知
  - (6) 法第14条第1項の規定による第一種動物取扱業の種別等の変更の届出の受理
  - (7) 法第14条第2項の規定による第一種動物取扱業者の氏名等の変更の届出の受理
  - (8) 法第14条第3項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出の受理
  - (9) 法第15条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧
  - (10) 法第16条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受

理

- (11) 法第17条の規定による第一種動物取扱業の登録の抹消
- (12) 法第19条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の取消し又は業務の停止の命令
- (13) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等販売業者の所有していた犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理
- (14) 法第22条の6第3項の規定による犬猫等販売業者に対する検案の受診及び検案書又は死亡診断書の提出の命令
- (15) 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による動物の管理の方法等の改善の勧告
- (16) 法第23条第2項の規定による第一種動物取扱業者等に対する必要な措置をとるべき旨の勧告
- (17) 法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による勧告に係る措置をとるべき旨の命令
- (18) 法第24条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は立入検査
- (19) 法第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理
- (20) 法第24条の3第1項の規定による第二種動物取扱業の種別等の変更の届出の受理
- (21) 法第24条の3第2項の規定による第二種動物取

- 扱業者の氏名等の変更又は飼養施設の使用の廃止  
の届出の受理
- (22) 法第25条第1項の規定による周辺的生活環境が  
損なわれている事態を生じさせている者に対する  
必要な措置をとるべき旨の勧告
- (23) 法第25条第2項の規定による周辺的生活環境が  
損なわれている事態を生じさせている者に対する  
勧告に係る措置をとるべき旨の命令
- (24) 法第25条第3項の規定による動物が虐待を受け  
るおそれがある事態を生じさせている者に対する  
必要な措置をとるべき旨の命令又は勧告
- (25) 条例第9条の規定による許可の基準に適合する  
法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は  
保管の許可
- (26) 法第27条第2項（法第28条第2項において準用  
する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養  
又は保管の許可の条件の付加
- (27) 条例第9条の規定による許可の基準に適合する  
法第28条第1項の規定による特定動物の飼養又は  
保管に係る事項の変更の許可
- (28) 条例第9条の規定による許可の基準に適合する  
法第28条第3項の規定による特定動物の飼養又は  
保管に係る事項の軽微な変更の届出の受理
- (29) 条例第9条の規定による許可の基準に適合する  
法第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の  
許可の取消し
- (30) 法第32条の規定による特定動物飼養者に対する

必要な措置をとるべき旨の命令

- (31) 法第33条第 1 項の規定による特定動物飼養者からの報告の徴収又は立入検査
- (32) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第 1 号。以下この号において「省令」という。）第 2 条第 3 項の規定による第一種動物取扱業の登録の申請者に対する書類の提出の要求
- (33) 省令第 2 条第 5 項（省令第 4 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業登録証の交付
- (34) 省令第 2 条第 6 項の規定による第一種動物取扱業登録証の再交付
- (35) 省令第 2 条第 8 項の規定による第一種動物取扱業登録証の亡失の届出の受理
- (36) 省令第 2 条第 9 項の規定による第一種動物取扱業登録証の返納の受理
- (37) 省令第 4 条第 3 項の規定による第一種動物取扱業の更新期間前の登録の更新
- (38) 省令第 5 条第 6 項の規定による第一種動物取扱業の変更の届出をした者に対する書類の提出の要求
- (39) 省令第10条第 1 項の規定による第一種動物取扱業者への動物取扱責任者研修の開催の日時、場所等の通知
- (40) 省令第10条の 6 第 3 項の規定による第二種動物取扱業の届出をした者に対する書類の提出の要求

- (41) 省令第14条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間の設定
- (42) 省令第15条第 3 項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の申請者に対する書類の提出の要求
- (43) 省令第15条第 5 項（省令第18条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物飼養・保管許可証の交付
- (44) 省令第15条第 6 項（省令第18条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物飼養・保管許可証の再交付
- (45) 省令第15条第 8 項（省令第18条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物飼養・保管許可証の亡失の届出の受理
- (46) 省令第15条第 9 項（省令第18条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物飼養・保管許可証の返納の受理
- (47) 省令第16条第 1 項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理
- (48) 省令第17条第 1 号ロただし書の規定による観覧者等の安全性が確保されているものとしての認定
- (49) 省令第17条第 1 号ハただし書の規定による観覧者等の安全性が確保されているものとしての認定
- (50) 省令第18条第 3 項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請者に対する書類の提出の要求
- (51) 省令第20条第 3 号の規定による特定動物の識別

## 措置の届出の受理

- (52) 条例第11条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の公安委員会への通知
- (53) 条例第13条第 1 項の規定によるけい留されていない犬の収容
- (54) 条例第13条第 2 項の規定によるけい留されていない犬の捕獲を行う職員の指定及びその犬の捕獲
- (55) 条例第14条の規定による収容した動物の飼い主への通知（法第36条第 2 項の規定により収容したときを除く。）
- (56) 条例第15条第 1 項の規定による収容した動物の公示及び市町村長への通知（法第35条第 3 項の規定により引き取ったとき及び法第36条第 2 項の規定により収容したときを除く。(57)から(61)までにおいて同じ。)
- (57) 条例第15条第 2 項の規定による収容した動物の公示又は市町村長への通知をしないこと。
- (58) 条例第16条第 2 項の規定による収容した動物の処分又は譲渡及び当該動物の飼い主からの申出の受理
- (59) 条例第16条第 3 項の規定による保管が困難となった動物の処分
- (60) 条例第16条第 4 項の規定による公示又は市町村長への通知をしなかった動物の処分又は譲渡
- (61) 条例第16条第 5 項の規定による動物を譲渡するように努めること。
- (62) 条例第17条第 1 項の規定による薬物を使用した

けい留されていない犬の捕獲又は処分

- (63) 条例第17条第 2 項の規定による薬物を使用した  
けい留されていない犬の捕獲又は処分に係る住民  
への周知
- (64) 条例第17条第 4 項の規定による薬物を使用した  
けい留されていない犬の捕獲又は処分に係る関係  
市町村長等への協力の要請
- (65) 条例第18条第 2 項の規定による特定動物の逸走  
についての通報の受理
- (66) 条例第18条第 4 項の規定による逸走した特定動  
物の捕獲、収容又は処分
- (67) 条例第18条第 5 項の規定による特定動物の飼い  
主に対する当該特定動物の捕獲、収容又は処分の  
費用の請求
- (68) 条例第19条第 1 項の規定による健康又は安全が  
損なわれていると認める動物の飼い主に対する必  
要な措置を執るべき旨の勧告
- (69) 条例第19条第 2 項の規定による動物の取扱いに  
起因して周辺の住民の生活に対する著しい支障が  
認められる事態を生じさせている者に対する必要  
な措置を執るべき旨の勧告
- (70) 条例第20条第 1 項の規定による特定動物の飼い  
主に対する必要な措置を執るべき旨の命令
- (71) 条例第20条第 2 項の規定による飼い犬をけい留  
しない飼い主等に対する必要な措置を執るべき旨  
の命令
- (72) 条例第20条第 3 項の規定による人の生命、身体

又は財産を侵害し、又は侵害するおそれがある動物の飼い主に対する必要な措置を執るべき旨の命令

(73) 条例第20条第4項の規定による動物の取扱いに起因して周辺の住民の生活に対する著しい支障が認められる事態を生じさせている者に対する勧告に係る措置を執るべき旨の命令

(74) 条例第21条第1項の規定による犬又は特定動物による事故等の届出の受理

(75) 条例第21条第2項の規定による犬又は特定動物による事故等についての調査の実施及び必要な措置を執ることの命令

(76) 条例第22条第1項の規定による飼い主等からの報告の徴収又は立入検査若しくは質問

(77) 条例第23条第3項の規定による動物の返還を求める飼い主からの業務に要した費用の徴収（法第35条第3項の規定により引き取ったとき及び法第36条第2項の規定により収容したときを除く。）

（島根県保健所条例の一部改正）

第2条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県松江保健所の項名称の欄中「島根県松江保健所」を「松江市・島根県共同設置松江保健所」に改める。

（島根県民生委員定数条例の一部改正）

第3条 島根県民生委員定数条例（平成26年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江市の項を削る。

(感染症診査協議会条例の一部改正)

第 4 条 感染症診査協議会条例（平成11年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表左欄中「島根県松江保健所」を「松江市・島根県共同設置松江保健所」に改め、同表右欄中「島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会」を「松江市・島根県共同設置松江保健所及び島根県隠岐保健所感染症診査協議会」に改める。

(島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第 5 条 島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項中「所轄の保健所」を「知事」に改める。

第21条第 1 項及び第 2 項並びに第28条中「保健所長」を「知事」に改める。

(島根県公害防止条例の一部改正)

第 6 条 島根県公害防止条例（昭和45年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第46条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(適用除外)

第46条の 3 この条例の規定は、松江市の区域には、適用しない。

(島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第 7 条 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第 39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「浄化槽保守点検業」を「県内（松江市の区域を除く。）において浄化槽保守点検業」に改める。

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第 8 条 島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

(適用除外)

第23条 この条例の規定は、松江市の区域には、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律、省令又は条例の規定に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同欄に掲げる法律、省令又は条例の規定に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の右欄に掲げる事務で同日以後においては松江市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同表の左欄に掲げる法律、省令又は条例の適用については、それぞれ松江市長のした処分その他の行為又は松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）	第1条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第2条の表第47号左欄の(1)に係る事務
歯科技工士法（昭和30年法律第168号）	改正後の条例第2条の表第48号左欄の(2)に係る事務
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	改正後の条例第2条の表第60号左欄に掲げる事務
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	改正後の条例第2条の表第61号左欄の(1)から(3)までに係る事務
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）	改正後の条例第2条の表第61号左欄の(3)から(5)までに係る事務

島根県動物の愛護及び管理に関する 条例	改正後の条例第 2 条の表第 61 号左欄の (52)から(77)までに係る事務
------------------------	---

(感染症診査協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 4 条の規定による改正前の感染症診査協議会条例第 2 条の規定により置かれた島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会及びその委員は、この条例の施行の日において、第 4 条の規定による改正後の感染症診査協議会条例第 2 条の規定により置かれた松江市・島根県共同設置松江保健所及び島根県隠岐保健所感染症診査協議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(島根県公害防止条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行前にした第 6 条の規定による改正前の島根県公害防止条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前にした第 7 条の規定による改正前の島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(島根県屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前にした第 8 条の規定による改正前の島根県屋外広告物条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 43 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「及びその日」を「、同日」に、「職員の」を「昇給日（育児休業をした職員がその職務に復帰した日後における）」に改め、「定める日」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年島根県条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 13 条第 1 項第 3 号」を「第 13 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 10 条中「及びその日」を「、同日」に、「職員の」を「昇給日（自己啓発等休業をした職員がその職務に復帰した日後における）」に改め、「定める日」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「及びその日」を「、同日」に、「職員の」を「昇給日（配偶者同行休業をした職員がその職務に復帰した日後における）」に改め、「定める日」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県条例第 44 号**

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年島根県条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

島根県国民健康保険条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 45 号

### 島根県国民健康保険条例

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 島根県国民健康保険運営協議会（第 2 条—第 7 条）

第 3 章 国民健康保険保険給付費等交付金（第 8 条・第 9 条）

第 4 章 国民健康保険事業費納付金（第 10 条—第 25 条）

#### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 県が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 章 島根県国民健康保険運営協議会

（設置）

第 2 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 11 条の規定に基づき、島根県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 64 条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 4 人
- (3) 公益を代表する委員 4 人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委

員 2 人

2 委員は、知事が任命する。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって公益を代表する委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 第 3 章 国民健康保険保険給付費等交付金

(国民健康保険保険給付費等交付金の交付)

第 8 条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第 6 条第 2 項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

(1) 算定政令第 4 条第 3 項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市

町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

(2) 法第72条第3項の規定により、国が市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて交付する額

(3) 法第72条の2第1項の規定により、毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県内の市町村の交付に充てる額

(4) 法第72条の5第1項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額（算定政令第4条の5第3項に規定する特定健康診査等費用額をいう。以下この号において同じ。）の3分の1に相当する額及び法第72条の5第2項の規定により毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(委任)

第9条 この章に定めるもののほか、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 第4章 国民健康保険事業費納付金

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第10条 県は、毎年度、各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第11条 医療費指数反映係数は、0から1までの範囲内において知事が別に定める数とする。

## (年齢調整後医療費指数)

第12条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 4 項第 3 号に掲げる値とする。

- 2 算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 4 項第 3 号イ(1)の規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第 56 条第 1 項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が 80 万円を超えるものの 80 万円を超える部分とする。

## (一般納付金所得係数)

第13条 一般納付金所得係数は、第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

- (1) 算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 5 項第 1 号に掲げる額
- (2) 算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 5 項第 2 号に掲げる額

## (一般納付金所得等割合)

第14条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第 9 条第 6 項第 1 号に掲げる数とする。

## (一般納付金被保険者数等割合)

第15条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算

定政令第 9 条第 7 項第 2 号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第16条 一般納付金被保険者均等割指数は、0 を超え、かつ、1 未満の範囲内において知事が別に定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第17条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

(1) 算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第10条第 3 項第 1 号に掲げる額

(2) 算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第10条第 3 項第 2 号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第18条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた算定政令第10条第 4 項第 1 号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第19条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第 5 項第 2 号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第20条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0 を超え、かつ、1 未満の範囲内において知事が別に定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第21条 介護納付金納付金所得係数は、算定政令第11条第 3 項第 1 号に掲げる額を同項第 2 号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第22条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第 4 項第 1 号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第23条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第5項第2号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第24条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とする。

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県国民健康保険運営協議会条例の廃止)

2 島根県国民健康保険運営協議会条例（平成29年島根県条例第13号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第3章の規定による国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び第4章の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

県営土地改良事業分担金等徴収条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 46 号

県営土地改良事業分担金等徴収条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第 1 条 県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和 51 年島根県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「並びに」に改め、「第 91 条の 2 第 1 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第 6 条第 1 項中「受益者が県営土地改良事業」の次に「（法第 87 条の 3 第 1 項の規定により県が行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）を除く。）」を加え、同項第 1 号中「第 113 条の 2 第 3 項」を「第 113 条の 3 第 3 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 県は、法第 91 条の 2 第 6 項各号のいずれかに掲げる者が、農地中間管理機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該農地中間管理機構関連事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、法第 91 条の 2 第 6 項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から特別徴収金を徴収する。ただし、知事がやむを得ないものとして承認したときは、この限りでない。

第 7 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前条第 3 項に規定する特別徴収金の額は、知事の定めるところにより、当該農地中間管理機構関連事業に要した費用の額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額から、当該農地中間管理機構関連事業に係る市町村負担金の額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額を差し引いて得た額の範

圏内において知事が定める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第17号左欄の(1)中「第87条の 3 第 6 項」を「第88条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 47 号

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための  
地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例  
（第 2 条・第 3 条）

第 3 章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員  
の特殊勤務手当の特例（第 4 条・第 5 条）

#### 附則

第 1 章 総則

第 1 条中「第 3 条において同じ。）」を「以下同じ。）及び著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。）等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例

第 2 条第 1 項第 2 号中「次号から第 5 号までにおいて」を「以下」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 2 項第 9 号から第12号までを削り、同条第 4

項中「、第 7 号、第 9 号又は第 11 号」を「又は第 7 号」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 3 章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察  
職員の特殊勤務手当の特例

(救難作業等手当の特例)

第 4 条 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、救難作業等手当を支給する。

- (1) 原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業
- (2) 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

2 前項の手当の額は、1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
- (2) 前項第 1 号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
- (3) 前項第 2 号の作業 10,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

3 同一の日において、前項各号の作業のうち 2 以上の作業に従事した場合における当該 2 以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第 5 条 職員が特定大規模災害に対処するため地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第14条第 1 項各号に掲げる作業に引き続き 5 日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の救難作業等手当の額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、1,680円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 48 号

島根県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

島根県迷惑行為防止条例（平成19年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「羞恥<sup>しゅう</sup>させ」を「羞恥させ」に改め、同項第 2 号中「次号及び次項において同じ。）を見る」を「この条において「下着等」という。）をのぞき見る」に改め、同項第 3 号中「下着又は身体の映像を記録する」を「下着等を撮影する」に改め、同条第 2 項中「下着又は身体」を「下着等」に、「これらの映像を記録して」を「撮影して」に改め、同条第 3 項中「公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆」を「住居、浴場、更衣室、便所その他の人」に、「状態である」を「状態であるような」に、「の映像を記録して」を「を撮影して」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 何人も、正当な理由がないのに、写真機等を使用して、集会場、事務所、教室、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物（公共の場所又は公共の乗物を除く。）において、人の下着等を撮影してはならない。

5 何人も、第 1 項第 3 号又は前 3 項の規定による撮影の目的で写真機等を人に向け、又は設置してはならない。

第13条中「まで」の次に「及び第 5 号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）」を加え、同条第 1 号中「又は」を削り、「押し掛ける」を「押し掛け、又はこれらの場所の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第 5 号中「若しくは」を削り、「送信する」を「送信し、若しくは電子メールの送信等をする」に改め、同条第 8 号中「性的羞恥<sup>しゅう</sup>心を害する事項」を「性的羞恥心を害する事項」に、「又はその性的羞恥<sup>しゅう</sup>心を害する文書、図画その他の物を送付し」を「その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算

機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項第 5 号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第14条第 5 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 常習として第 1 項の違反行為をした者は、2 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第14条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「又は前条」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

前条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第15条中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に、「前条第 3 項」を「前条第 4 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。